

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第3（第6条、第7条関係）				別表第3（第6条、第7条関係）			
本部の部に置く機関、機関の長及び主な担当業務				本部の部に置く機関、機関の長及び主な担当業務			
部	機 関	機関の長に 充てる職	主な担当業務	部	機 関	機関の長に 充てる職	主な担当業務
復興防 災部	[略]			総務部	岩手県 県税セ ンター	岩手県県税 センター所 長	県税の減免等に関すること 。_ 広域振興局の県税部及び経 営企画部県税室に対する応 援に関すること。_
				復興防 災部	[略]		
[略]				[略]			
別表第5（第15条、第17条関係）				別表第5（第15条、第17条関係）			
地方支部の名称等				地方支部の名称等			
名 称	所管区域	構成機関又は組織		名 称	所管区域	構成機関又は組織	
[略]				[略]			
岩手県 災害対 策本部 花巻地 方支部	[略]	県南広域振興局総務部花巻総務センタ ー 県南広域振興局県税部花巻県税セ ンター 県南広域振興局保健福祉環境 部花巻保健福祉環境センター 県南広 域振興局農政部花巻農林振興センター 県南広域振興局農政部遠野農林振興 センター 県南広域振興局農政部北上 農村整備センター 県南広域振興局土 木部花巻土木センター 県南広域振興 局土木部北上土木センター 県南広域 振興局土木部遠野土木センター 県南 広域振興局花巻審査指導監 岩手県県 南家畜保健衛生所 岩手県立中部病院 岩手県立遠野病院 岩手県立東和病 院 中部教育事務所 岩手県立花巻北		岩手県 災害対 策本部 花巻地 方支部	[略]	県南広域振興局総務部花巻総務センタ ー 県南広域振興局保健福祉環境部花 巻保健福祉環境センター 県南広域振 興局農政部花巻農林振興センター 県 南広域振興局農政部遠野農林振興セン ター 県南広域振興局農政部北上農村 整備センター 県南広域振興局土木部 花巻土木センター 県南広域振興局土 木部北上土木センター 県南広域振興 局土木部遠野土木センター 県南広域 振興局花巻審査指導監 岩手県県南家 畜保健衛生所 岩手県立中部病院 岩 手県立遠野病院 岩手県立東和病院 中部教育事務所 岩手県立花巻北高等 学校 岩手県立花巻南高等学校 岩手	

		<p>高等学校 岩手県立花巻南高等学校 岩手県立花巻農業高等学校 岩手県立 花北青雲高等学校 岩手県立大迫高等 学校 岩手県立黒沢尻北高等学校 岩 手県立北上翔南高等学校 岩手県立黒 沢尻工業高等学校 岩手県立西和賀高 等学校 岩手県立遠野高等学校 岩手 県立遠野緑峰高等学校 岩手県立花巻 清風支援学校 岩手県花巻警察署 岩 手県北上警察署 岩手県遠野警察署</p>			<p>県立花巻農業高等学校 岩手県立花北 青雲高等学校 岩手県立大迫高等学校 岩手県立黒沢尻北高等学校 岩手県 立北上翔南高等学校 岩手県立黒沢尻 工業高等学校 岩手県立西和賀高等学 校 岩手県立遠野高等学校 岩手県立 遠野緑峰高等学校 岩手県立花巻清風 支援学校 岩手県花巻警察署 岩手県 北上警察署 岩手県遠野警察署</p>
岩手県 災害対 策本部 一関地 方支部	[略]	<p>県南広域振興局総務部一関総務センタ ー 県南広域振興局県税部一関県税セ ンター 県南広域振興局保健福祉環境 部一関保健福祉環境センター 県南広 域振興局農政部一関農林振興センター 県南広域振興局農政部一関農村整備 センター 県南広域振興局土木部一関 土木センター 県南広域振興局土木部 千厩土木センター 県南広域振興局一 関審査指導監 岩手県県南家畜保健衛 生所 岩手県立磐井病院 岩手県立南 光病院 岩手県立千厩病院 岩手県立 大東病院 県南教育事務所 岩手県立 一関第一高等学校附属中学校 岩手県 立一関第一高等学校 岩手県立一関第 二高等学校 岩手県立一関工業高等学 校 岩手県立花泉高等学校 岩手県立 大東高等学校 岩手県立千厩高等学校 岩手県立一関清明支援学校 岩手県 一関警察署 岩手県千厩警察署</p>	岩手県 災害対 策本部 一関地 方支部	[略]	<p>県南広域振興局総務部一関総務センタ ー 県南広域振興局保健福祉環境部一 関保健福祉環境センター 県南広域振 興局農政部一関農林振興センター 県 南広域振興局農政部一関農村整備セン ター 県南広域振興局土木部一関土木 センター 県南広域振興局土木部千厩 土木センター 県南広域振興局一関審 査指導監 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県立磐井病院 岩手県立南光病 院 岩手県立千厩病院 岩手県立大東 病院 県南教育事務所 岩手県立一関 第一高等学校附属中学校 岩手県立一 関第一高等学校 岩手県立一関第二高 等学校 岩手県立一関工業高等学校 岩手県立花泉高等学校 岩手県立大東 高等学校 岩手県立千厩高等学校 岩 手県立一関清明支援学校 岩手県一関 警察署 岩手県千厩警察署</p>
	[略]			[略]	
岩手県 災害対 策本部 二戸地 方支部	[略]	<p>県北広域振興局経営企画部二戸地域振 興センター 県北広域振興局保健福祉 環境部二戸保健福祉環境センター 県 北広域振興局農政部二戸農林振興セン ター 県北広域振興局土木部二戸土木 センター 県北広域振興局二戸審査指 導監 岩手県県北家畜保健衛生所 岩 手県立二戸病院 岩手県立軽米病院 岩手県立一戸病院 県北教育事務所 岩手県立軽米高等学校 岩手県立伊保</p>	岩手県 災害対 策本部 二戸地 方支部	[略]	<p>県北広域振興局経営企画部二戸地域振 興センター 県北広域振興局保健福祉 環境部二戸保健福祉環境センター 県 北広域振興局農政部二戸農林振興セン ター 県北広域振興局土木部二戸土木 センター 県北広域振興局二戸審査指 導監 岩手県県北家畜保健衛生所 岩 手県立二戸病院 岩手県立軽米病院 岩手県立一戸病院 県北教育事務所 岩手県立軽米高等学校 岩手県立伊保</p>

内高等学校 岩手県立福岡高等学校
 岩手県立北桜高等学校 岩手県二戸警察署

内高等学校 岩手県立福岡高等学校
 岩手県立北桜高等学校 岩手県立二戸北星支援学校 岩手県二戸警察署

別表第6（第19条関係）

地方支部に置く班並びに班長及び構成機関又は組織

班	班長に充てる職	構成機関又は組織
総務班	[略]	[略] 広域振興局県税部 <u>広域振興局県税部県税センター</u> 広域振興局審査指導監
[略]		

別表第8（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織

区分	部及び班	指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織
[略]		
地方支部	総務班	[略] 広域振興局県税部 <u>広域振興局県税部県税センター</u> 広域振興局審査指導監
	[略]	

別表第6（第19条関係）

地方支部に置く班並びに班長及び構成機関又は組織

班	班長に充てる職	構成機関又は組織
総務班	[略]	[略] 広域振興局県税部 広域振興局審査指導監
[略]		

別表第8（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織

区分	部及び班	指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織
[略]		
地方支部	総務班	[略] 広域振興局県税部 広域振興局審査指導監
	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。